

岩手県告示第 537 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 11 第 1 項の規定により、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

知的障害者更生施設（知的障害者通所授産施設）

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
03000200311535	盛岡市立しらたき工房	盛岡市川目第 15 地割 1 番地 6	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	平成 18 年 3 月 24 日